

# 埼玉県都市計画審議会条例

(昭和44年7月2日 条例第49号)  
改正 昭和48年6月30日 条例第34号  
昭和50年6月9日 条例第61号  
平成12年3月24日 条例第42号  
平成12年12月26日 条例第75号  
平成16年12月21日 条例第60号

## (趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、埼玉県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもって組織する。

- 一 学識経験のある者 7人以内
- 二 関係行政機関の職員 6人以内
- 三 市町村長を代表する者 2人以内
- 四 県議会の議員 8人以内
- 五 市町村の議会の議長を代表する者 2人以内

2 前項第1号に掲げる者につき任命される委員の任期は、二年とする。ただし、当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

## (臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第4条 審議会に、会長を置き、第2条第1項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可決のときは、会長の決するところによる。

## (常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長及び会長の指名する委員9人以内をもって組織する。

3 前条の規定は、常務委員会に準用する。

## (幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、審議会の事務を処理する。

## (庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市整備部において処理する。

## (委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会及び常務委員会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

## 附 則

この条例は公布の日から施行する。

この附則は（昭和48年6月30日 条例第34号）

この附則は（昭和48年7月1日から施行する。）

この附則は（昭和50年6月9日 条例第61号）

この附則は、公布の日から施行する。

この附則は（平成12年3月24日 条例第42号）

この附則は、平成12年4月1日から施行する。

この附則は（平成12年12月26日 条例第75号）

この附則は、平成13年4月1日から施行する。

この附則は（平成16年12月21日 条例第60号）

この附則は、平成17年4月1日から施行する。